

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県国際スポーツ交流事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（補助対象事業、補助事業者、補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助限度額）</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業者、補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。<u>ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>第4条～第6条（略）</p> <p>第7条（2）～第7条（5）</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第7条 補助事業者は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）補助金の交付の決定を受けた補助対象事業について、次に掲げるいずれかの変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式、第5号様式及び第6号様式による事業変更承認申請書、事業変更計画書及び変更予算書を提出し、知事の承認を受けること。</p> <p>ア 補助金の交付決定額の変更（増額）</p> <p>イ <u>補助金の交付決定額全額の20パーセントを超える減額</u></p> <p>ウ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして知事が別に定める場合を除く。</p> <p>（6）間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前2号に掲げる条件を付さ<u>なければ</u>ならないこと。</p> <p>第7条（7）～第12条（略）</p>	<p style="text-align: center;">高知県国際スポーツ交流事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（補助対象事業、補助事業者、補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助限度額）</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業者、補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>第4条～第6条（略）</p> <p>第7条（2）～第7条（5）</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第7条 補助事業者は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）補助金の交付の決定を受けた補助対象事業について、次に掲げるいずれかの変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式、第5号様式及び第6号様式による事業変更承認申請書、事業変更計画書及び変更予算書を提出し、知事の承認を受けること。</p> <p>ア 補助金の交付決定額の変更（増額）</p> <p>イ <u>補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセントを超える減額</u></p> <p>ウ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして知事が別に定める場合を除く。</p> <p>（6）間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前2号に掲げる条件を付さ<u>ねば</u>ならないこと。</p> <p>第7条（7）～第12条（略）</p>

附則

- 1 この要綱は、令和4年6月6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3号及び第7号から第9号まで、第10条第4項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和5年4月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年6月6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3号及び第7号から第9号まで、第10条第4項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和5年4月18日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

補助事業区分	補助事業者	種別	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助限度額
チェコ カヌージュニア チーム交流事業	高知県 カヌー協会	訪問	交通費 ※航空機運賃に 限る。	1人当たり <u>500,460</u> 円 (往復)	2分の1 以内	1,864千円
		受入	交通費 ※バス等による 県内での移動 に限る。	1日1台当たり <u>84,000</u> 円	定額	
			会場等使用料	1日当たり <u>100,000</u> 円	定額	
チェコ ソフトボール チーム交流事業	(一社) 高知県 ソフトボール 協会	受入	交通費 ※バス等による 県内での移動 に限る。	1日1台当たり <u>118,800</u> 円	定額	2,331千円
			宿泊費 ※県内での宿泊 に限る。	1人1泊当たり <u>9,800</u> 円	2分の1 以内	
			会場等使用料	1日当たり 47,480円	定額	
オーストラリア ソフトボール・ クイーンズランド 交流事業	(一社) 高知県 ソフトボール 協会	受入	交通費 ※バス等による 県内での移動 に限る。	1日1台当たり <u>105,600</u> 円	定額	2,124千円
			宿泊費 ※県内での宿泊 に限る。	1人1泊当たり <u>9,800</u> 円	2分の1 以内	
			会場等使用料	1日当たり 47,480円	定額	

【補助金額について】

「補助対象経費の実支出額」と「補助基準額」とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額を補助金額とする。ただし、補助限度額を補助金額の上限とする。

別表第1 (第3条関係)

補助事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助限度額
チェコ カヌージュニア チーム交流事業	高知県 カヌー協会	交通費 ※航空機運賃に 限る。	1人当たり <u>219,516</u> 円 (往復)	2分の1 以内	<u>769</u> 千円
チェコ ソフトボール チーム交流事業	(一社) 高知県 ソフトボール 協会	交通費 ※バス等による 県内での移動 に限る。	1日1台当たり <u>87,120</u> 円	定額	<u>777</u> 千円
		宿泊費 ※県内での宿泊 に限る。	1人1泊当たり <u>7,300</u> 円	2分の1 以内	<u>657</u> 千円
		会場使用料	1日当たり 47,480円	定額	<u>380</u> 千円
オーストラリア ソフトボール・ クイーンズランド 交流事業	(一社) 高知県 ソフトボール 協会	交通費 ※バス等による 県内での移動 に限る。	1日1台当たり <u>87,120</u> 円	定額	<u>777</u> 千円
		宿泊費 ※県内での宿泊 に限る。	1人1泊当たり <u>7,300</u> 円	2分の1 以内	<u>591</u> 千円
		会場使用料	1日当たり 47,480円	定額	<u>380</u> 千円

【補助金額について】

「補助対象経費の実支出額」と「補助基準額」とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額を補助金額とする。ただし、補助限度額を補助金額の上限とする。

【経費配分の変更について】

補助対象経費の区分ごとに配分された額について、他の補助対象経費への配分の変更は認めない。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 様

補助事業者名
住 所
氏 名
生年月日

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県国際スポーツ交流事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、令和
年度高知県国際スポーツ交流事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添え
て申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 県税の滞納がない旨を証する証明書等又は県税完納情報の提供に係る同意
書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式
※2：代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等
(注)マイナンバーカードは表面のみのコピー（裏面はマイナンバーカードの表示
があるため、提供は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記
号・番号は復元できない程度にマスキング補助を施す等してください。

(4) その他、知事が必要と認める書類

4 振込先

振込先銀行名	種目	口座番号	フリガナ 口座名義人
銀行 店	普通 当座		

第2号様式～第12号様式（略）

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 様

補助事業者名
住 所
氏 名
生年月日

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県国際スポーツ交流事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、令和
年度高知県国際スポーツ交流事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添え
て申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 県税の滞納がないことを証する証明書又は県税完納情報の提供に係る同意
書及び本人確認書類の写し

(4) その他、知事が必要と認める書類

4 振込先

振込先銀行名	種目	口座番号	フリガナ 口座名義人
銀行 店	普通 当座		

第2号様式～第12号様式（略）